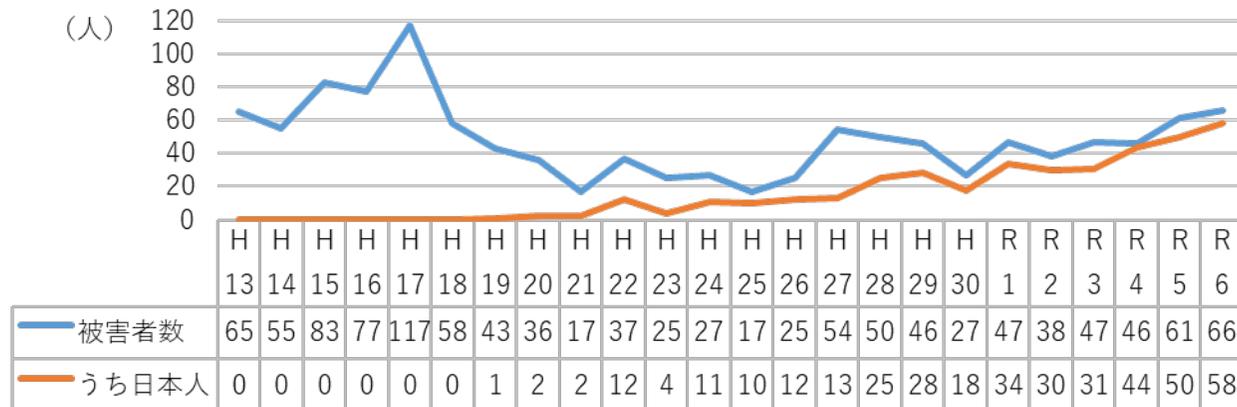


「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について（年次報告）」の概要 ～「人身取引対策行動計画2022」に基づく取組状況～

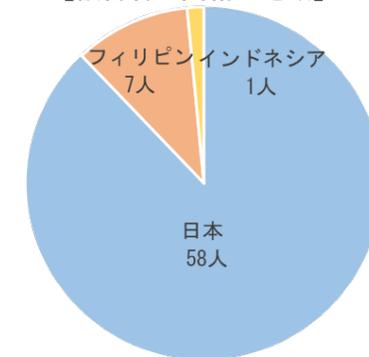
1 人身取引の実態把握の徹底

(1) 人身取引被害者の状況

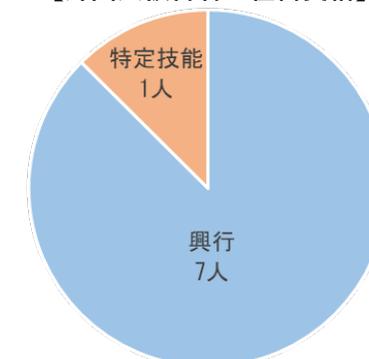


- 令和6年中、66人を保護（前年比+5人）
- 国籍：日本人58人、外国人8人
- 性別：男性9人、女性57人
- 年齢：児童（18歳未満）が41人

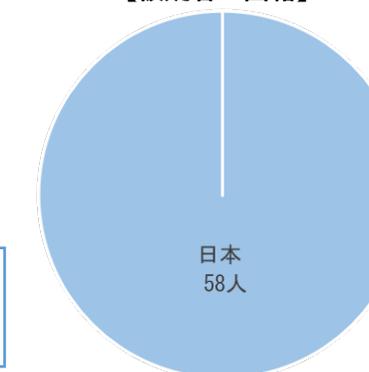
【被害者の国籍・地域】



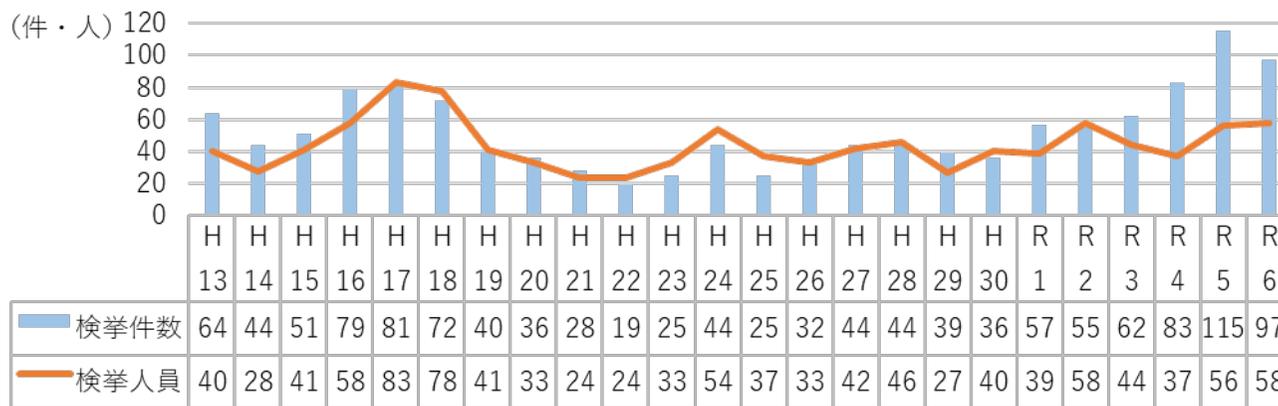
【外国人被害者の在留資格】



【被疑者の国籍】



(2) 人身取引被疑者の状況



- 令和6年中、97件（同-18件）、58人（同+2人）を検挙
- 国籍：全員が日本人
- 性別：男性51人、女性7人
- 47人を起訴（有罪確定35人、公判係属中12人）

2 人身取引の防止

- 技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を創設する改正法が令和6年6月に成立・公布。育成就労制度においては、不適正な者を制度から排除する観点から受入れ機関の要件の適正化や監理支援機関の要件の厳格化をするほか、外国人本人の意向による転籍を一定の要件の下で認めるなど、外国人の人権保護の観点にも留意した内容となっており、今後、施行に向けた政省令の策定等を推進。
- 技能実習生の送出国との二国間取決め（令和6年には新たにネパールと東ティモールとも取決めを作成し合計16か国と作成）に基づく不適正な送出国に関する通報を推進。
- 風俗営業者を始めとした雇用主や技能実習実施者等に対する広報啓発活動を推進。

3 人身取引被害者の認知の推進

- コンパクトで、分かりやすいデザインを採用するなどした、警察、出入国在留管理庁等への被害申告を呼び掛ける10か国語版のリーフレットを作成、配布しているほか、SNSの広告配信を活用した広報を実施。
- 出入国在留管理庁、法務局・地方法務局、都道府県労働局等に設置している外国人の相談窓口や相談ダイヤル、110番通報について、多言語で対応するなど相談・通報しやすい環境の整備を推進。

4 人身取引の撲滅

- 「人身取引取締りマニュアル」も活用しながら、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、人身取引事犯やその関連事犯の取締りを推進。
- 児童の性的搾取に対する厳正な対応や悪質ホストクラブに対する取締り等を推進。また、ホストクラブ等に対する規制強化を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年5月に成立・公布。
- 外国人技能実習機構による実地検査や同機構と出入国在留管理機関、労働基準監督機関等と連携した合同調査等を実施し、技能実習法等の違反に対する厳正な対応を推進。

5 人身取引被害者の保護・支援

- 出入国在留管理庁では、保護した外国人被害者の立場に配慮し、その希望等を踏まえ、在留資格の変更等を実施。
- 女性相談支援センターでは、国籍・年齢を問わず被害女性を一時保護し、衣食住の提供、通訳支援、医療支援等を実施。
- 交付金により「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の運営の安定化・支援の質の向上を図っているほか、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の周知を推進。
- 外務省では、外国人の保護・支援を行う国際移住機関（IOM）を通じて、外国人被害者の帰国支援、社会復帰支援等を実施。
- 悪質ホストクラブ問題の被害者に対する相談体制等を強化。

6 人身取引対策推進のための基盤整備

- 東南アジア、アフリカ等の諸国に向けて、JICAや国際機関を通じて人身取引への対処能力強化のための研修や支援を実施するとともに、人身取引に関連する国際会議に参加し、各国と議論・情報共有を実施。
- 需要者向け及び被害者向けポスター、リーフレットを作成・配布するなどして、広報啓発活動を推進。
- 技能実習制度について二国間取決めに基づく協議等を通じて送出国に対してその適正化を働き掛けているほか、JICAにおいて、ベトナムにおける海外就労希望者の不法・不要な手数料負担の軽減等を図るため、現地当局とともに求人情報の新システムの設計・構築を推進。
- 東南アジアを中心とする海外で特殊詐欺事件に加担させられ、現地警察に拘束される事案の発生やこうした事案に関係するいわゆる闇バイトに応募しないようにすることについて、ウェブサイト上で注意喚起を実施。
- 関係機関とNGOとの間で意見交換・情報提供を実施。